

各地方整備局長等 あて

国 土 交 通 事 務 次 官

「工事請負契約書の制定について」の一部改正について

公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）については、平成22年7月26日の中央建設業審議会においてその改正が決定され、その実施について、同日付けで国土交通省中建審第1号により国土交通大臣あて勧告がなされたところである。

これを受けて、今般、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）を下記のとおり改正し、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

別冊工事請負契約書中「請負者」及び「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「甲乙間」を「発注者と受注者との間」に、「かし」を「瑕疵」に、「甲乙協議」を「発注者と受注者とが協議」に改める。

4中「消費税」の次に「及び地方消費税の」を加え、注書きを削る。

7の次に8として次のように加える。

8 住宅建設瑕疵担保責任保険

[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

本文中「当事者」を「発注者及び受注者が」に改める。

第1条第1項中「(以下「甲」という。)」を削り、「請負者(以下「乙」という。)」を「受注者」に改め、第3項中「「施工方法等」という。以下同じ。」を「以下「施工方法等」という。」に改め、第7項中「支払」を「支払い」に改める。

第2条中「従い、」の次に「当該」を加える。

第4条第1項本文中「一」を「いずれか」に改め、第3号中「支払」を「支払い」に改める。

第5条の注書き中「建設省経振発第8号)」の次に「又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号)」を加える。

第9条第2項第1号中「契約」の前に「この」を加える。

第10条第1項第3号中「建設業法」の次に「(昭和24年法律第100号)」を加え、注書き中ただし書きを削り、第3項中「前項」を「第2項」に改め、第3項及び第4項をそれぞれ第4項及び第5項とし、第2項の次に第3項として次の1項を加える。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

第11条中「より、」の次に「この」を加える。

第12条第1項中「あつては」の次に「、」を加える。

第13条第2項中「本条」を「この条」に改め、第2項後段中「検査」の前に「当該」を加え、第5項中「かかわらず、」の次に「第2項の」を加える。

第14条第3項中「当該記録」を「当該見本又は工事写真等の記録」に改める。

第16条第3項中「以下本条において同じ。」を削る。

第17条第1項中「責」を「責め」に改める。

第18条第1項本文中「一」を「いずれか」に改め、第1号中「除く。）」の次に「。」を、第2号から第4号までの規定中「こと」の次に「。」を加え、第5号中「生じたこと」の次に「。」を加え、第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第20条第1項中「責」を「責め」に改める。

第21条第1項中「責」を「責め」に改め、同条に第2項として次の1項を加える。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条第2項中「あるときは、」の次に「延長する工期について、」を加える。

第23条第2項中「あつては、甲」を「あつては発注者」に、「あつては、乙」を「あつては受注者」に改める。

第25条第4項中「本条」を「この条」に改め、同項後段中「第1項」を「同項」に改め、「あるのは」の次に「、」を加え、第7項中「第5項及び前項」を「前2項」に改める。

第27条中「責」を「責め」に改める。

第28条第1項中「本条」を「この条」に、「責」を「責め」に改め、第3項中「甲乙協力」を「発注者及び受注者は協力」に改める。

第29条第1項中「甲乙双方の責に」を「発注者と受注者のいずれの責めにも」に改め、「以下」の次に「この条において」を加え、第2項中「前項の損害」を「同項の損害」に、「本条において同じ」を「この条において「損害」という」に改め、第

4 項中「以下」を「第 6 項において」に改める。

第30条第 1 項中「第20条まで、第22条」を「第22条まで」に改め、「第27条まで」の次に「、前条又は第33条」を加え、第 2 項中「前項の請負代金額」を「同項の請負代金額」に改める。

第31条第 5 項中「支払」を「支払い」に改める。

第32条（見出しを含む。）中「支払」を「支払い」に改め、第 3 項中「責」を「責め」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

第34条中「支払」を「支払い」に改め、第 3 項中「10分の 2 以内の」の次に「中間」を加え、第 5 項中「前払金額」の次に「（中間前払金の支払いを受けている場合には、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条及び第49条において同じ。）」を加える。

第35条第 1 項中「支払」を「支払い」に改める。

第36条中「支払に」を「支払いに」に改める。

第37条第 2 項中「〔又は〕」を「〔若しくは〕」に改め、第 3 項中「前項の確認」を「同項の確認」に改め、第 7 項中「支払」を「支払い」に、「第 6 項」を「前項」に改める。

第39条第 1 項中「支払の」を「支払いの」に改める。

第40条中「支払」を「支払い」に改め、第 1 項中「第34条及び」を「同条及び」に、「本条」を「この条」に改め、第 2 項中「前項の規定による読替え後の」を「同項の規定により準用される」に改め、第 3 項及び第 4 項中「第 1 項の規定による読替え後の」を「同項の規定により準用される」に改める。

第41条第 1 項及び第 2 項本文中「支払」を「支払い」に改め、第 2 項(a)中「前年度」を「前会計年度」に改める。

第42条第 2 項及び第43条第 1 項中「支払」を「支払い」に改める。

第44条(A)第 1 項注書き中「の適用を受ける契約」を「に規定する住宅新築請負契約」に改め、第 4 項中「定める住宅を新築する建設工事の請負契約」を「規定する住宅新築請負契約」に改め、「第 1 項及び第 2 項」を削り、第 5 項中「第 4 項の」を「前項に」に改める。

第44条(B)第 4 項中「第 2 項の」を「第 2 項に」に改める。

第45条中「責」を「責め」に、「支払」を「支払い」に改める。

第45条の次に第45条の 2 (A) 及び第45条の 2 (B) として次の 2 条を加える。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 4 5 条の 2 (A) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。）の10分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場

合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

[注] (A)は、政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受ける工事以外の工事の場合に使用することとする。

第45条の2(B) 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除

措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 受注者が発注者に〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第46条第1項本文中「一」を「いずれか」に改め、「するときは、」の次に「この」を加え、第2号中「責」を「責め」に改め、第4号及び第5号中「契約」を「この契約」に改め、第5号の次に第6号として次の1号を加える。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第46条第2項中「契約」を「この契約」に改め、第3項中「前項の」を「第1項第1号から第5項までの規定により、この契約が解除された」に改め、「担保をもって」の次に「前項の」を加える。

第47条中「契約」を「この契約」に改める。

第48条中「契約」を「この契約」に改め、第1項本文中「一」を「いずれか」に改める。

第49条中「契約」を「この契約」に改め、第3項中「第1項前段」を「同項前段」に、「支払」を「支払い」に、「第47条又は前条」を「前2条」に改め、第6項中「以下本条において同じ。」を削り、第8項中「第47条又は前条」を「前2条」に、「乙」を「受注者」に改める。

第50条第1項中「本条」を「この条」に改める。

第51条第1項中「支払」を「支払い」に改める。

第52条(A)第1項中「その他」の次に「この」を加え、「甲乙それぞれが」を「発注者と受注者とがそれぞれ」に改め、第4項及び第5項として次の2項を加える。

4 発注者又は受注者は、申し出により、この契約書の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第1項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

5 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第1項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見

込みがないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあつせん又は調停によりその解決を図る。

〔注〕 第4項及び第5項は、調停人を協議に参加させない場合には、削除する。

第52条(B)第1項注書き中「(B)は、」の次に「あらかじめ調停人を選任せず、」を加える。

第53条中「前条」を「同条」に改める。